

みずほDC定期預金(1年)

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

1年（満期日は預入日から1年後の応当日です。）

4. 商品提供金融機関

みずほ銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は毎週見直しを行います。具体的には原則毎週最終営業日に新約定金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。（ただし、金利情勢の変化にともない週次に変更する場合もあります。）

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。
(固定金利です。)

7. 利払方法

満期日および以後の自動継続時に一括して付利し、利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続いたします。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし1年を365日として日割りで計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続いたします。なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元本と利息をお支払いいたします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前にやむを得ない事情により解約される場合の利息は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。なお、手数料はかかりません。

- ①預入期間6ヵ月未満のとき、解約日時点の普通預金の利率
- ②預入期間6ヵ月以上1年未満のとき、約定金利の50%
なお、本商品は、解約データ処理の都合により、満期日の2営業日前から満期日までスイッチング等による解約が不可となります。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。

- ①一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた期日前解約時の利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算され、かつ自動継続の取り扱いとなります。

13. お申込単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

みずほDC定期預金(1年)

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。2005年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人あたり、元本1000万円までとその利息等が保護されます。

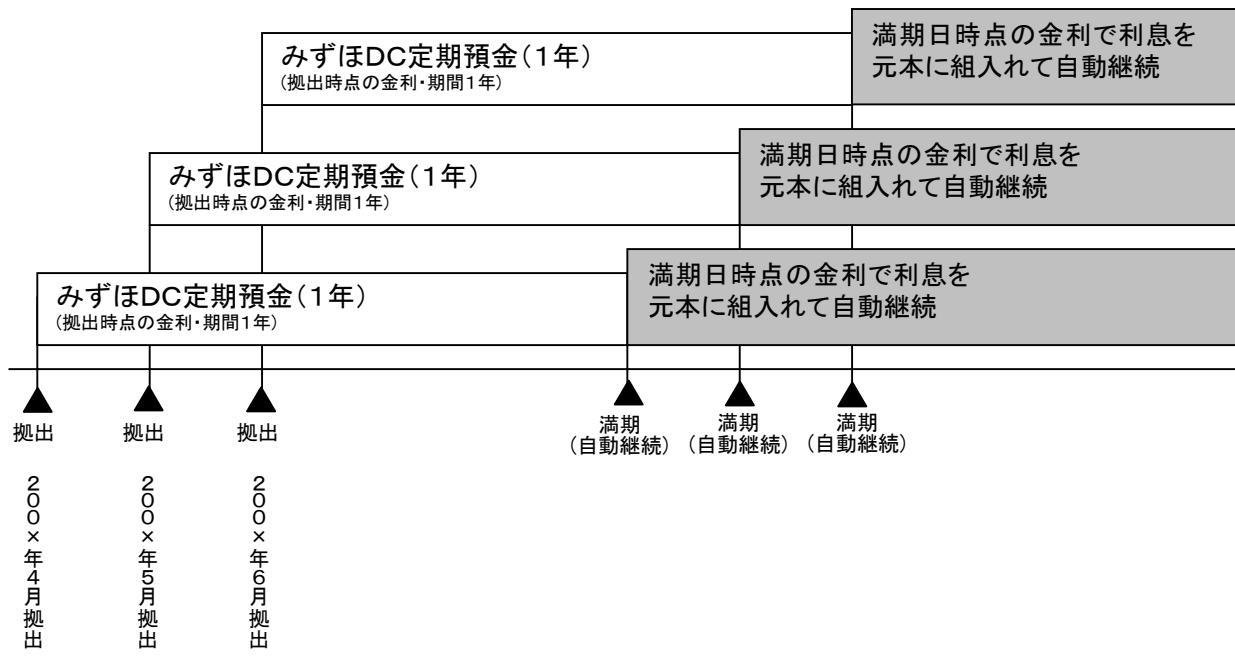
なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外となります。ただし、みずほ銀行に本商品以外の預金または金融債（保護預り専用商品に限ります。）があるときは、その預金または金融債を優先し、本商品と合計で元本1000万円とその利息が保護の範囲となります。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

預入日から1年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、解約の申し出のない限り自動継続します。また、預入期間の中途中での解約（一部支払いを含みます）であっても、所定の中途解約利率により計算した利息と元本をお払いいたします。

商品提供金融機関（みずほ銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本については保護されないおそれがあります。

商品の説明図



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の情報提供のためにみずほ銀行が作成したものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。なお、当資料で用いられている数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。また、当商品は、預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護される、元本確保型の商品です。